

令和３年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和４年６月１日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和３年度においては、国民生活に密着した医療・年金分野における入札談合事案に厳正に対処したほか、外国事業者が運営する世界的なデジタルプラットフォームに係る案件をはじめとするＩＴ・デジタル関連分野について積極的に審査を行い、効果的措置を通じて、競争上の問題の解消に取り組んだ。

令和３年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第１ 審査事件の概況

１ 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、審査活動も大きく制約を受ける中、独占禁止法違反行為について、延べ３４名の事業者に対して、３件の排除措置命令を行った。排除措置命令３件の内訳は、いずれも入札談合となっている。入札談合３件の市場規模は、総額４２０億円超である。

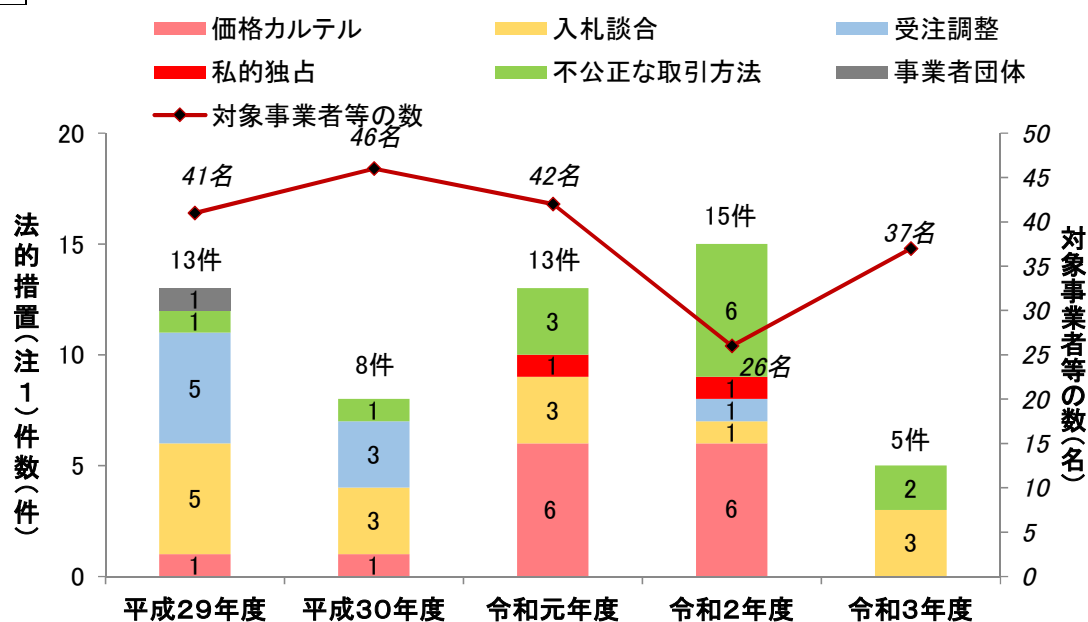
また、令和３年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、３名の事業者に対して、２件の確約計画の認定を行った（注１）。いずれも不公正な取引方法（その他の拘束・排他条件付取引（注２）１件、競争者に対する取引妨害１件）となっている。

（注１） 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

（注２） その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す（後掲の別表第２表に同じ）。

第１から第４までにに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 ０３－３５８１－３３８１（直通）
第５に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当） 電話 ０３－３５８１－５４７８（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

図1 法的措置（注1）件数等の推移



（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

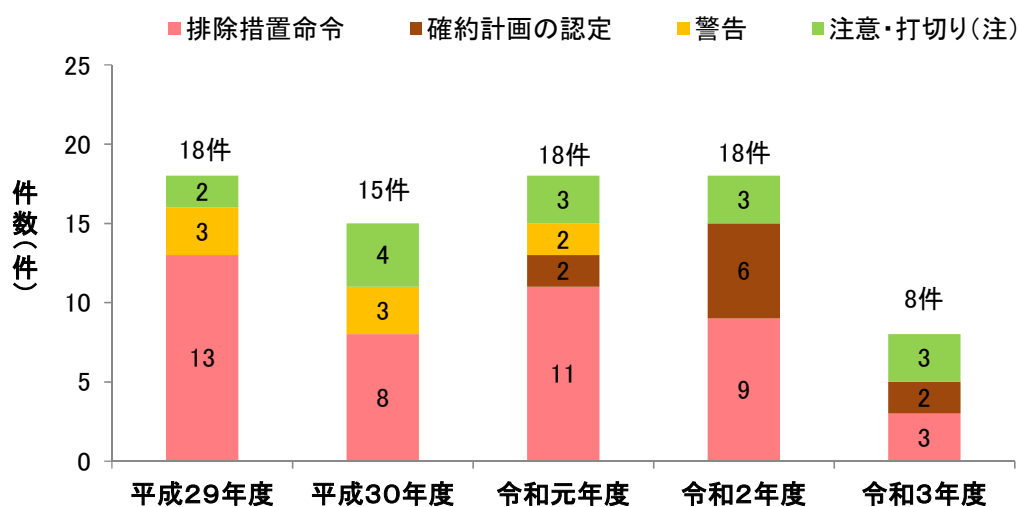
（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

(2) その他の事件処理の状況

令和3年度においては、各事案の内容を踏まえて、打切り事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 事業者から自発的な改善措置の報告等を受けて審査を終了した3件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（私的独占等：1件、その他の拘束・排他条件付取引：1件、優越的地位の濫用：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 事案の概要を公表したものに限る。

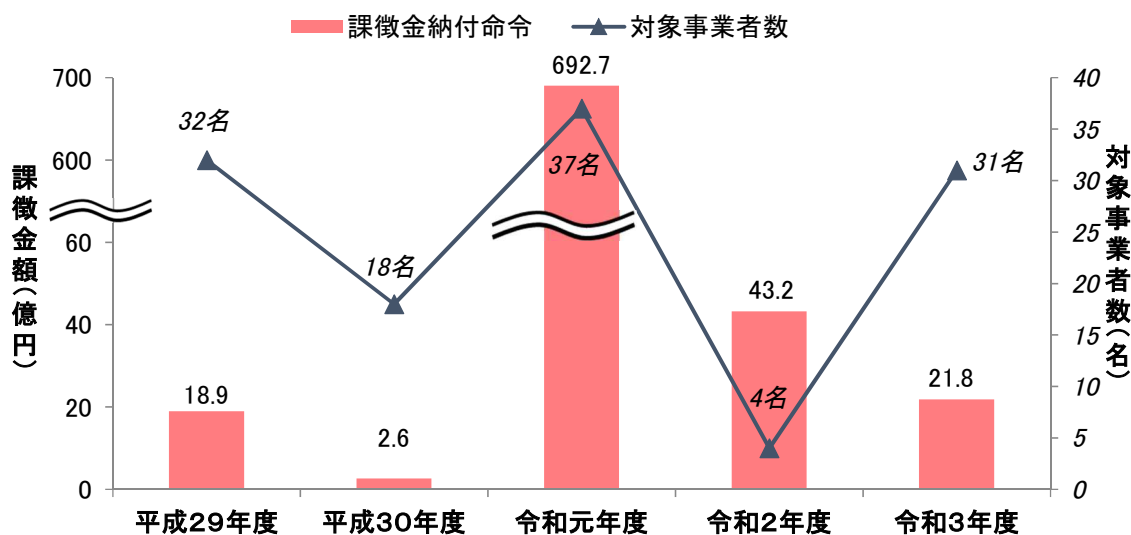
(3) 課徴金納付命令の状況

令和3年度においては、延べ31名の事業者に対して、総額21億8026万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は7033万円(注3)であった。

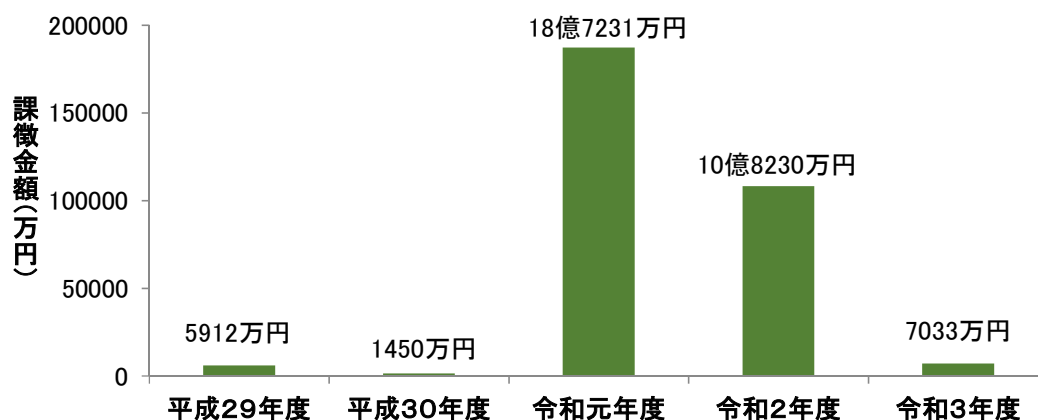
(注3) 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



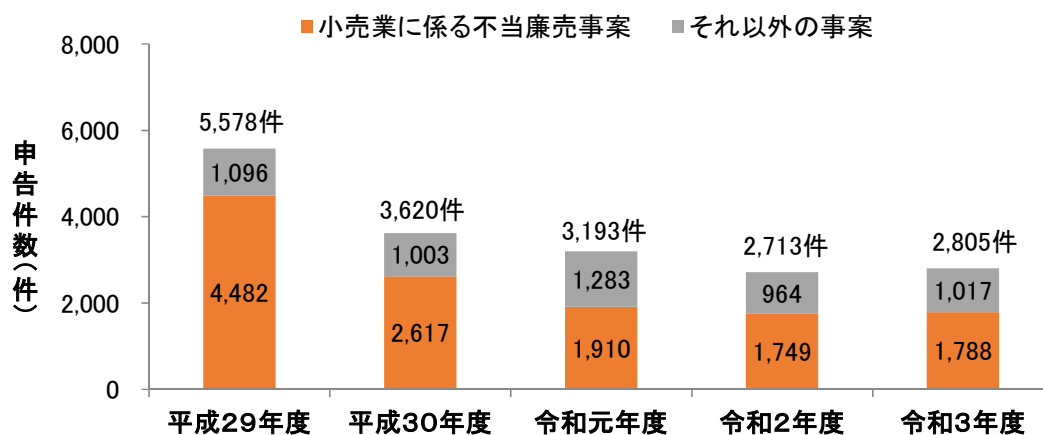
(注) 課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 申告の状況

令和3年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、2,805件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和3年度においては、2,938件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



3 課徴金減免制度

令和3年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、52件であった（平成18年1月の制度導入時から令和3年度末までの累計は1,395件）。

また、令和3年度においては、入札談合事件3件における延べ10名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表1 課徴金減免申請件数の推移

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計 (注5)
申請 件数	103	72	73	33	52	1,395

（注5） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和4年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計 (注8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数（注6）（注7）	11	7	9	8	3	156
課徴金減免制度が適用 された事業者数（注8）	35	21	26	17	10	401

（注6） 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注7） 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイト、課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

（注8） （注4）を参照。課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和4年3月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占

令和3年度においては、アップル・インクによる私的独占等被疑事件について審査を行ったところ、アップル・インクからリーダーアプリにおいてアウトラック(注9)を許容するという改善措置の申出がなされたため、その内容を検討したところ、本件被疑行為を解消するものと認められたことから、当該措置を実施したことを確認した上で、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

・ アップル・インクによる私的独占等被疑事件

アップル・インクが、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内で音楽、電子書籍、動画等のデジタルコンテンツの販売等を行う場合、アップル・インクが指定する課金方法(以下「IAP」という。)の使用を義務付けることに加え、アウトラックを禁止するなどしていた。

(令和3年9月2日 公表)

(注9) 消費者をIAP以外の課金による購入に誘導する外部リンクをアプリに含める行為。

2 入札談合

令和3年度においては、国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者による入札談合事件、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者による入札談合事件、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者による入札談合事件について、3件の法的措置(排除措置命令及び課徴金納付命令)を採った。

・ 国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者による談合事件

国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和4年2月25日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：1480万円)

・ 日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者による談合事件

日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和4年3月3日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：17億4161万円)

○日本年金機構に対する要請(令和4年3月3日)

公正取引委員会は、審査過程で判明した事実を踏まえ、日本年金機構に対し、次のとおり要請を行った。

ア 今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に公正取引委員会に対して通報し得るよう、所要の改善を図ること

イ 日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど、適切な措置を講じること

・ 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者による談合事件

独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和4年3月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：4億2385万円)

3 不公正な取引方法

(1) 拘束条件付取引

令和3年度においては、宿泊施設を掲載するウェブサイトの運営事業者による拘束条件付取引事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

- **Booking.com B.V. に対する確約計画の認定**

公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト（以下「Booking.com サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてBooking.com B.V. に対する支援業務を行うBooking.com Japan 株式会社をして要請させている。

（令和4年3月16日 確約計画の認定）

また、株式会社ユニクエストによる拘束条件付取引等被疑事件について審査を行ったところ、株式会社ユニクエストから特約加盟店制度（注10）を廃止する等の改善措置を講じた旨の報告がなされたため、その内容を検討したところ、本件被疑行為を解消するものとして認められたことから、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

- **株式会社ユニクエストによる拘束条件付取引等被疑事件**

株式会社ユニクエストが、同社の運営する「小さなお葬式」と称するインターネット葬儀サービス（インターネットを通じて全国の一般消費者から葬儀の申込みを受け、提携している葬儀社に対して葬儀の施行を依頼する事業をいう。以下同じ。）に関し、一般消費者に提供する葬儀の施行を委託している葬儀社（以下「本件葬儀社」という。）に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあった。

（令和3年12月2日 公表）

（注10） 本件葬儀社が他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引しないことを条件として、株式会社ユニクエストが当該本件葬儀社に支払う委託手数料相当額を一般加盟店よりも増額する制度。

(2) 優越的地位の濫用

令和3年度においては、楽天グループ株式会社による優越的地位の濫用被疑事件について審査を行ったところ、楽天グループ株式会社から、「共通の送料込みライン」（注11）に参加すること等について、出店事業者の意思を尊重する等の会社の方針を営業担当者等に周知徹底するとともに、出店事業者に周知する等の改善措置の申出がなされたことにより、本件被疑行為は解消するものと認められたことから、当該措置を実施したことを確認した上で、審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

・ 楽天グループ株式会社による優越的地位の濫用被疑事件

公正取引委員会は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」という。）が、楽天が運営するオンラインモール「楽天市場」に出店している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」を令和2年3月18日から一律に導入することを通知するなどしたことから、同年2月28日、東京地方裁判所に対し、楽天が「共通の送料込みライン」を一律に導入することの一時停止を求め、独占禁止法第70条の4第1項の規定に基づいて緊急停止命令の申立てを行った。

こうした中、楽天は、同年3月6日、店舗の選択により「共通の送料込みライン」の適用対象外にできる措置を行うこと等を公表し、その後、出店事業者が適用対象外申請を行うための手続を設けた（適用対象外申請を行うことができるのは、令和元年7月以前に楽天との間で出店契約を締結した店舗のみである。）。公正取引委員会は、出店事業者が「共通の送料込みライン」に参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、同年3月10日、同申立てを取り下げた。ただし、出店事業者の選択の任意性が確保されるか否かを見極める必要があると判断し、継続して審査を行ってきた。

審査の結果、楽天が、令和元年7月以前から楽天市場に出店している出店事業者に対し（楽天は、令和元年8月1日以降は、「共通の送料込みライン」への参加に同意した店舗とのみ出店契約を締結している。）、店舗を担当する営業担当者等（楽天市場の店舗の運営に関する出店事業者からの相談等に対応している。）により、「共通の送料込みライン」に参加していない店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し若しくは変更し又は取引を実施している疑い（独占禁止法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する疑い。）のある事実が認められた。

（令和3年12月6日 公表）

（注11） 原則として3,980円（税込み）以上の注文の場合に「送料無料」と表示する施策。

このほか、令和3年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして46件の注意を行った（別添参照）。

(3) 競争者に対する取引妨害

令和３年度においては、テニスラケットの製造販売業者らによる競争者に対する取引妨害事件について、１件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

- ・ アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・エンターテインメント・グッズ・カンパニーに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーツ・エンターテインメント・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ当該行為を既に行っていないことを確認する旨取締役会において決議すること等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成２８年９月頃以降、令和２年９月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。

（令和４年３月２５日 確約計画の認定）

(4) 不当廉売

令和３年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注１２）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして２４４件の注意を行った。

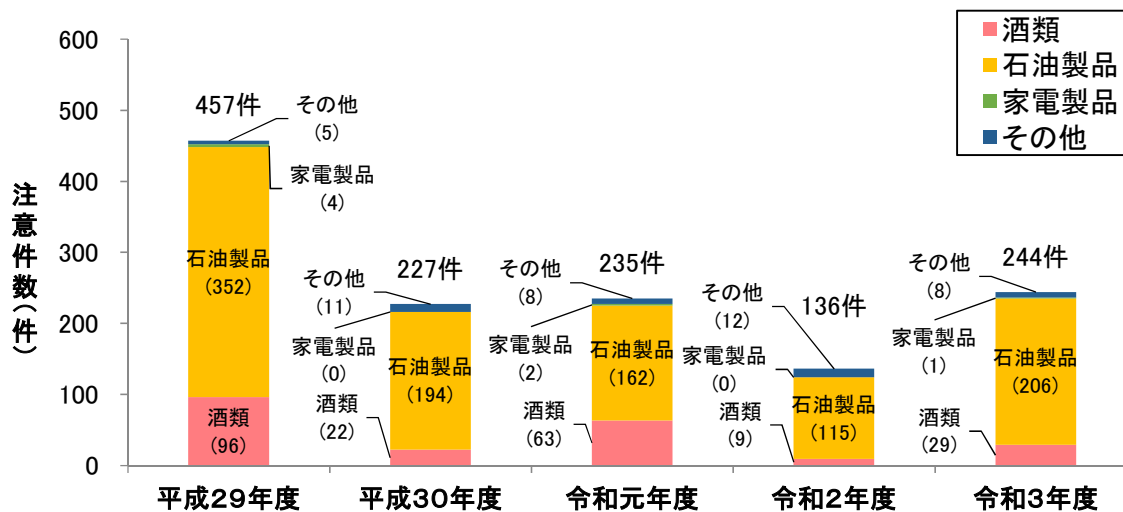
（注１２） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表３ 令和３年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	２９	２０６	１	８	２４４

図6 不当廉売事案の注意件数の推移



(5) その他（協同組合等による不公正な取引）

その他の事例として、農業分野では、農業協同組合連合会において一部の単位農協に対し、取引条件等を差別的に取り扱っていた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合が、全量出荷を要請するなどした疑いや、直接需要者に販売した組合員に対し手数料を課すこととしていた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例などがある。

第3 タスクフォースの取組状況等

1 IT・デジタル関連分野

公正取引委員会は、IT・デジタルタスクフォース（注13）を設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月に専用の情報提供窓口を設置している。公正取引委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。令和3年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は140件となっている。平成28年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

表4 IT・デジタル関連分野における情報受付件数

（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
情報受付件数	50	104	117	180	182	140

（注13） 令和3年8月にITタスクフォースから改称。

2 その他の分野

公正取引委員会は、前記1のIT・デジタルタスクフォースのほか、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置している。また、専用の情報提供窓口を設置しており、令和3年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、農業分野が30件、電力・ガス分野が31件となっている。

【情報提供窓口の電話番号等】

<電話番号>

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387（※）

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注14）

令和3年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件（東京地方裁判所7件、東京高等裁判所0件、最高裁判所3件）（注15）であったところ、同年度中に新たに2件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（そのうちの1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和3年度当初において東京地方裁判所に係属中であった7件のうち4件については、令和3年度中に判決（請求棄却）があり、同年度中に上訴期間が満了するものであったところ、いずれも同年度中に控訴され、東京高等裁判所に係属中（注16）である。

令和3年度当初において最高裁判所に係属中であった3件のうち2件については、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了し、その余の1件については上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果、令和3年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件であった（別表第7表・第8表参照）。

なお、前記執行停止の申立て1件については、令和3年度中に東京地方裁判所において却下決定が出された。

（注14） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注15） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において番号が付される事件の数である。

（注16） なお、令和3年度中に東京地方裁判所が請求を棄却した4件のうち2件については同裁判所係属中に併合されたため、控訴審である東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから、以降は1件としている。

第5 審決取消請求訴訟

令和3年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注17）は15件であり、令和3年度中にこれらの訴訟における判決等はなかったため、令和3年度末時点においても引き続き当該15件の審決取消請求訴訟が係属中である（別表第9表参照）。

（注17） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第 1 表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度			2 9	3 0	元	2	3
審査 件数	前年度からの繰越し		2 1	2 5	2 3	1 8	1 0
	年度内新規着手		1 2 2	1 1 8	7 6	8 3	1 0 3
	合 計		1 4 3	1 4 3	9 9	1 0 1	1 1 3
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令	1 3	8	1 1	9	3
		対象事業者等数	4 1	4 6	4 0	2 0	3 4
		確約計画の認定	—	0	2	6	2
		対象事業者数	—	0	2	6	3
	そ の 他	終 了（違反認定）	1	0	0	0	0
		警 告	3	3	2	0	0
		注 意	8 8	9 5	5 7	7 3	9 2
		打ち切り	1 3	1 4	9	3	3
		小 計	1 0 5	1 1 2	6 8	7 6	9 5
	合 計		1 1 8	1 2 0	8 1	9 1	1 0 0
次年度への繰越し		2 5	2 3	1 8	1 0	1 3	
課 徴 金 納 付 命 令	対象事業者数		3 2	1 8	3 7	4	3 1
	課徴金額		18 億 9210 万	2 億 6111 万	692 億 7560 万	43 億 2923 万	21 億 8026 万
告 発 件 数			1	0	0	1	0

第2表 令和3年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
（単位：件）

処理別 内容		法的措置		その他				合計
		排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占		0	0	0	0	1	1	2
カルテル	価格カルテル	0	0	0	0	4	0	4
	入札談合	3	0	0	0	0	0	3
	小 計	3	0	0	0	4	0	7
(注2) 不正取引方法	再販売価格の拘束	0	0	0	0	7	0	7
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	0	14	1	16
	取引妨害	0	1	0	0	0	0	1
	優越的地位の濫用	0	0	0	0	46	1	47
	不当廉売	0	0	0	0	13	0	13
	その他	0	0	0	0	1	0	1
	小 計	0	2	0	0	81	2	85
そ の 他（注3）		0	0	0	0	6	0	6
合 計		3	2	0	0	92	3	100

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

年度		29	30	元	2	3	合計
内容							
私 的 独 占（注2）		0	0	1	1	0	2
カルテル	価格カルテル	1	1	6	6	0	14
	入札談合	5	3	3	1	3	15
	受注調整	5	3	0	1	0	9
	小 計	11	7	9	8	3	38
不正な取引方法 （注2）	再販売価格の拘束	0	0	2	0	0	2
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	3	1	5
	取引妨害	0	1	0	0	1	2
	優越的地位の濫用	0	0	0	3	0	3
	その他	1	0	0	0	0	1
	小 計	1	1	3	6	2	13
その他（注3）		1	0	0	0	0	1
合 計		13	8	13	15	5	54

（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

第4表 令和3年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
1	4 (措) 1	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件	国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	R4. 2. 25
2	4 (措) 2	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件	日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	R4. 3. 3
3	4 (措) 3	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件	独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	R4. 3. 30

第5表 令和3年度確約計画の認定一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係 法条	認定年月日
1	4 (認) 1	Booking .com B.V.に 対する 件	公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト（以下「Booking.com サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国において Booking.com B.V. に対する支援業務を行う Booking.com Japan 株式会社をして要請させている。	19 条 (一般 指定 12 項)	R4.3.16
2	4 (認) 2、3	ア メ ア ス ポ ー ツ ジャ パン 株 式 会 社 及 ビ ウ イル ソ ン・スポ ー ティ ング・グ ッズ・カ ン パ ニ ー 対 する件	公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。	19 条 (一般 指定 14 項)	R4.3.25

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第 6 表 令和 3 年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件 令和 4 年（措）第 1 号	国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	4	1480 万	R4. 2. 25
2	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件 令和 4 年（措）第 2 号	日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24	17 億 4161 万	R4. 3. 3
3	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件 令和 4 年（措）第 3 号	独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	4 億 2385 万	R4. 3. 30
合 計			31	21 億 8026 万	

第7表 係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京高裁	R4. 3. 3 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 3. 17 控訴） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
2	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。（課徴金額 1 億 6143 万円（東日本）、3283 万円（西日本））	R2. 1. 16	東京地裁	（排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（R2. 3. 27） （確定）
3	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 58 億 157 万円）	R2. 1. 28	東京地裁	（排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
4	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	東京高裁	R3. 8. 5 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R3. 8. 18 控訴） （課徴金納付命令取 消請求）
5	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 1. 6	東京高裁	R4. 2. 10 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴） （排除措置命令取消 請求及び課徴金納付 命令取消請求）
			R3. 3. 29		
6	大成建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 3. 1	東京地裁	（排除措置命令取消 請求）
7	鹿島建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 6. 21	東京地裁	（排除措置命令取消 請求）
8	三条印刷株式会社による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4. 3. 4	東京地裁	（排除措置命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（R4. 3. 29） （確定）

第8表 令和3年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
1	ニチコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサ及び tantalum 電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 36 億 4018 万円）	28. 9. 26	最高裁 R3. 10. 8	上告棄却及び上告不受理決定（確定） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
2	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京地裁 R4. 3. 3	請求棄却判決 （R4. 3. 17 控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
3	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。（課徴金額 5876 万円）	31. 3. 29	最高裁 R3. 9. 17	上告不受理決定（確定） （課徴金納付命令取消請求）
4	公益社団法人神奈川県LPガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30. 6. 25	最高裁 R3. 7. 1	上告棄却及び上告不受理決定（確定） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（30. 7. 11） 即時抗告の棄却決定（30. 7. 17）（確定）
5	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	東京地裁 R3. 8. 5	請求棄却判決 （R3. 8. 18 控訴） （課徴金納付命令取消請求）
6	マイナミ空港サービス株式会社による件（排除措置命令について）	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限している。	R3. 1. 6	東京地裁 R4. 2. 10	請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴） （排除措置命令取消請求）
7	マイナミ空港サービス株式会社による件（課徴金納付命令について）	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 3. 29	東京地裁 R4. 2. 10	請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴） （課徴金納付命令取消請求）

第9表 令和3年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	(株)ラルズによる件 (食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち 88 社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) 【課徴金額に係る認定】 12 億 8713 万円 被審人と納入業者 88 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	31. 4. 24	東京高裁 R3. 3. 3	請求棄却判決 (R3. 3. 15 上告受理申立て)
				最高裁	係属中
2	(株)エディオンによる件 (優越的地位の濫用事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち、92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) 【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円→30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	R 元. 11. 1	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
3	ダイレックス(株)による件 (優越的地位の濫用事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である 78 社のうち、69 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。 (不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) 【課徴金額に係る認定】 12 億 7416 万円→11 億 9221 万円 被審人と 69 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	R2. 4. 2	東京高裁	係属中
4	東洋シャッター(株)による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることが合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 5 億 2549 万円→4 億 8404 万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。	R2. 9. 29	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
5	三和ホールディングス(株)ほか1名による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件)	【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 28 億 1540 万円→27 億 5611 万円 (被審人2名合計) 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。	R2. 9. 30	東京高裁	係属中
6	文化シャッター(株)による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R2. 9. 30	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 17 億 8167 万円→17 億 3831 万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。			
7	サクラパックス(株)ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 6139 万円 (被審人2名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.9	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
8	レンゴー(株)ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 46 億 6156 万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中
9	レンゴー(株)による件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 10 億 7044 万円→10 億 6758 万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。			
10	王子コンテナ（株）ほか 10 名による件 （東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

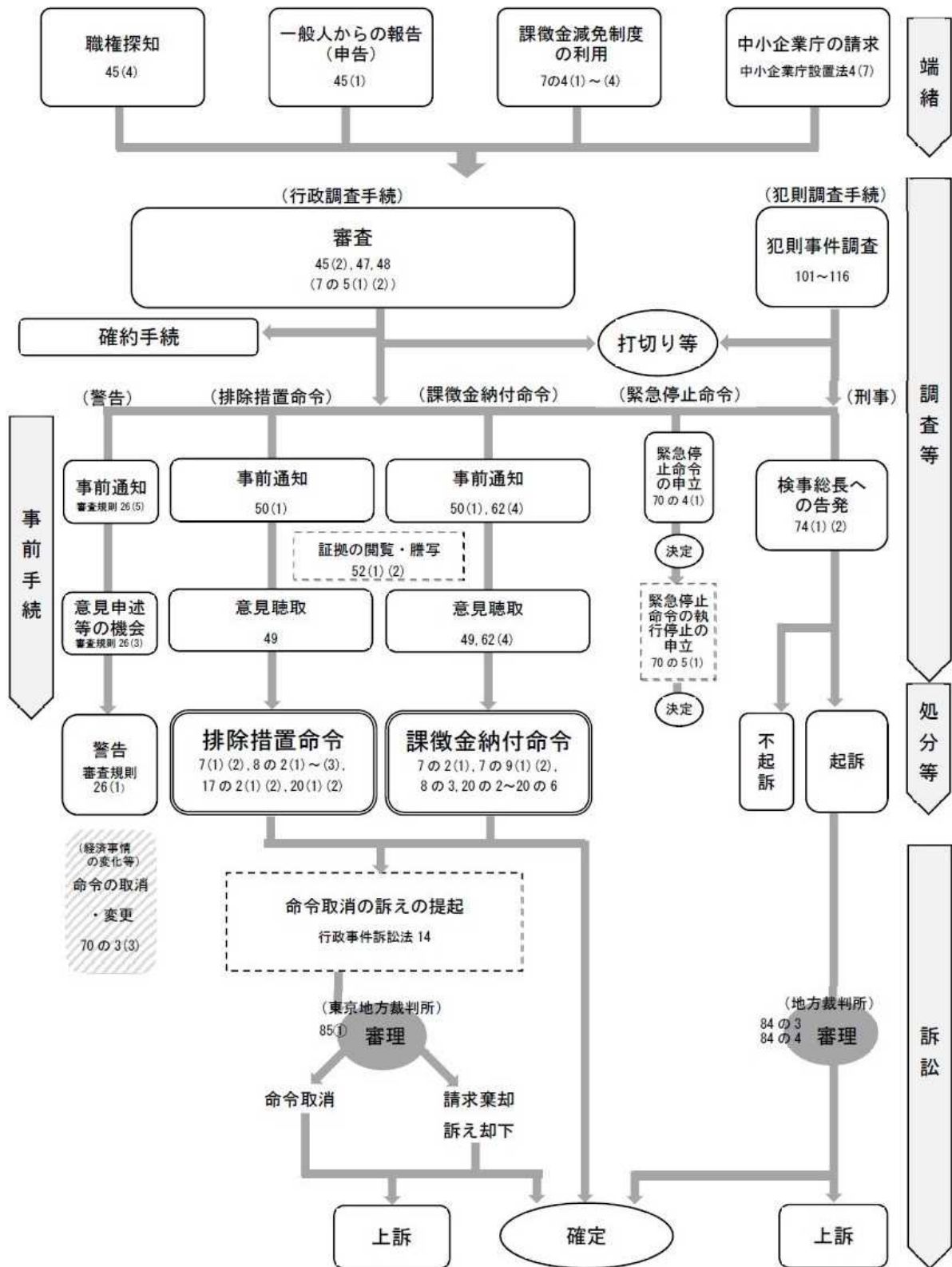
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 27 億 1255 万円→27 億 192 万円 (被審人 11 名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人王子コンテナ及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額			
11	コバシ(株)ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 1 億 5871 万円→1 億 5785 万円 (被審人 7 名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額			
12	福野段ボール工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中

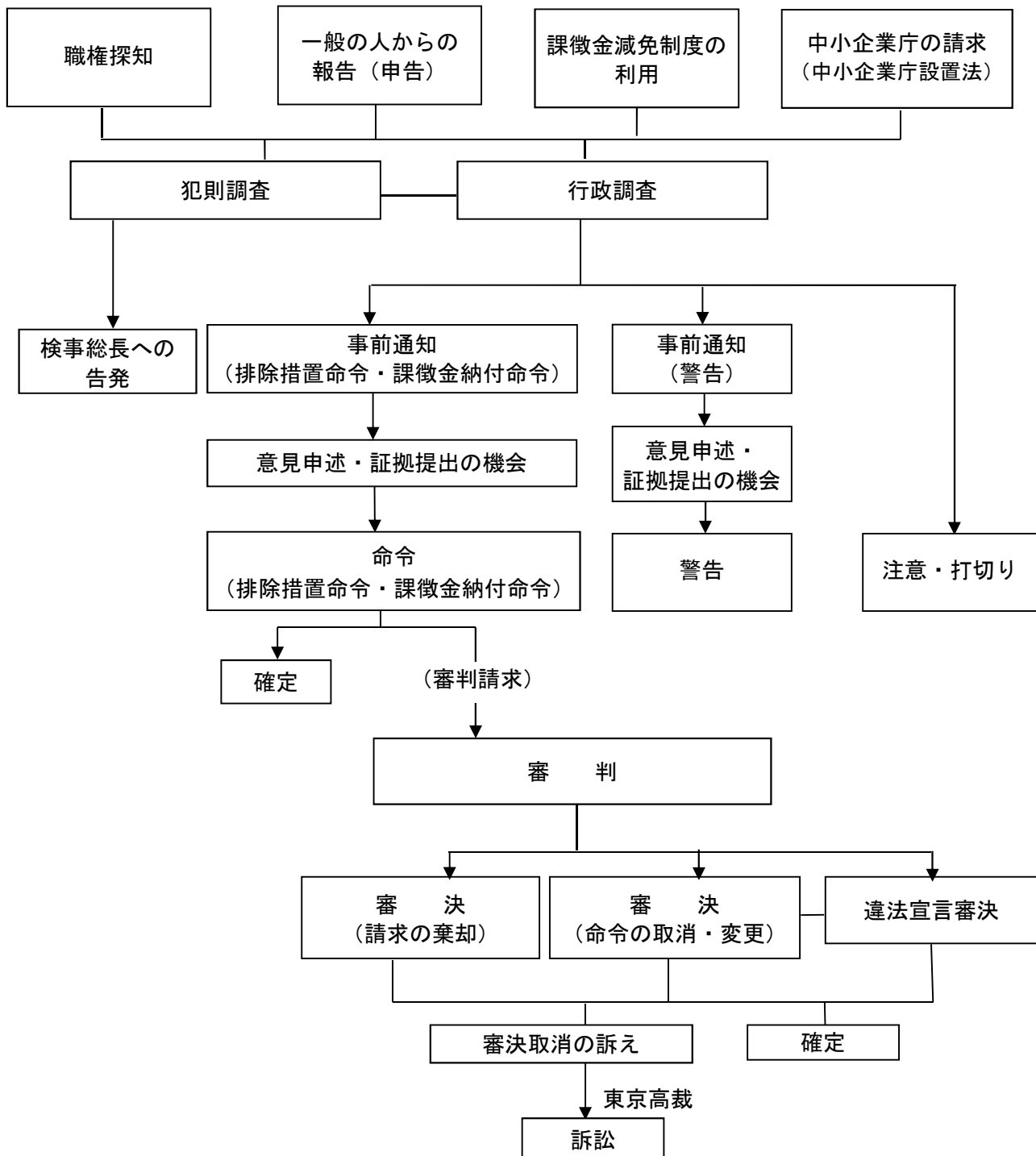
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 2557 万円→2529 万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額			
13	(株)トーモクほか3名による件 （東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 10 億 9211 万円 （被審人4名合計） 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
14	(株)トーモクによる件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げること合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 6億401万円→6億363万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中
15	東京コンテナ工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 4825万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第２条の規定により、平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

令和３年度における優越タスクの取組状況

第１ 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成２１年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

１ 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

- (2) 令和３年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約６７日であった（前年度は約７６日）。

２ 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしており、注意後の相談対応も実施している。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者に過去の注意後の改善状況を確認し、不十分な場合には関係事業者を招致等して注意を行っている。

さらに、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図っている。

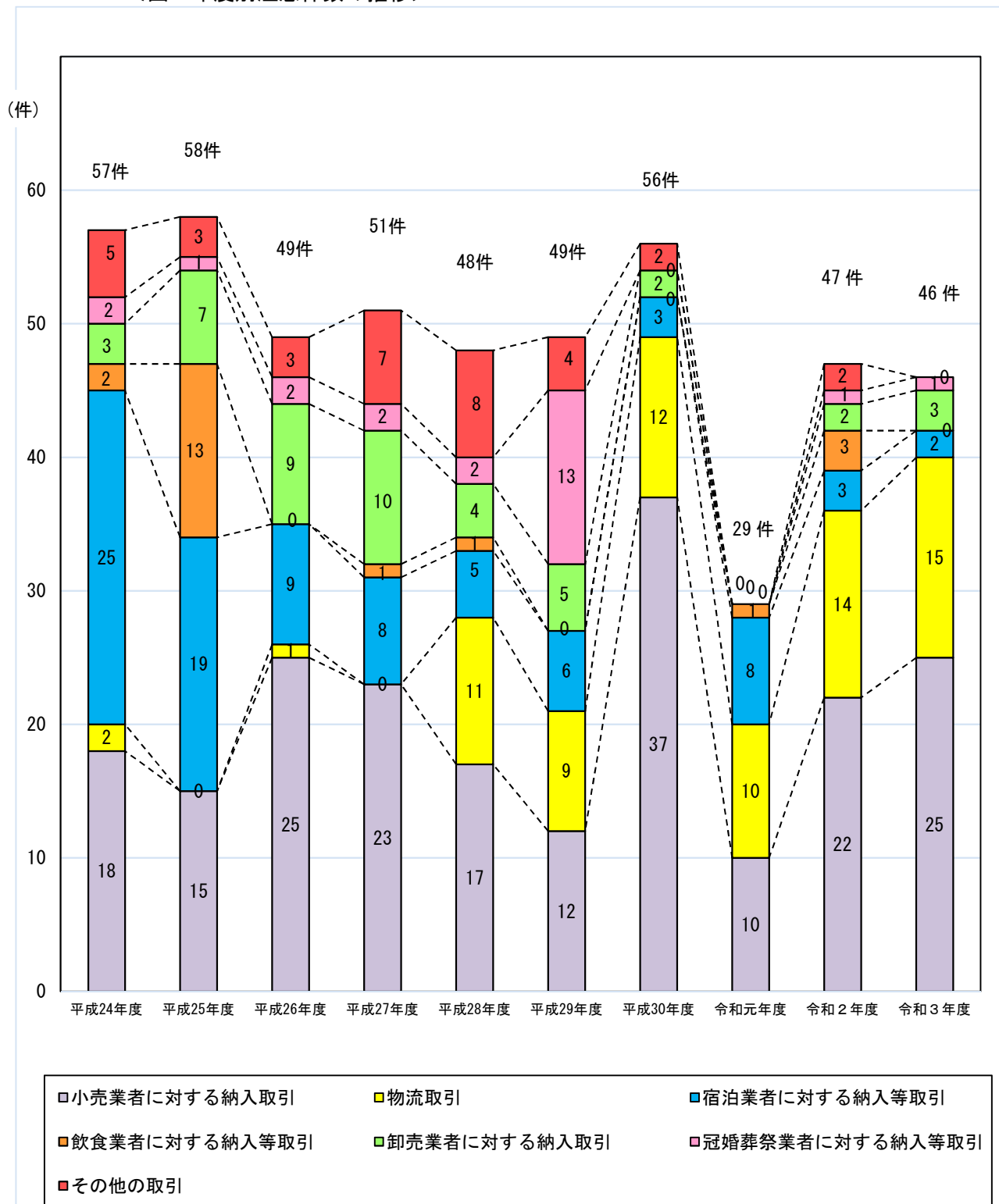
第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和3年度に46件の注意を行った。

2 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



(1) 注意を行った46件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が25件と最も多く、次いで物流取引が15件、卸売業者に対する納入取引が3件、宿泊業者に対する納入等取引が2件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が1件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が68件中23件と最も多く、次いで「返品」が16件となっている。

また、物流取引については、「減額」が29件中11件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が6件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」及び「返品」が5件中いずれも2件であり、次いで「受領拒否」が1件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「減額」が26件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が24件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	2	0	1	1	0	9
協賛金等の負担の 要請	9	0	0	0	1	0	0	10
従業員等の派遣の 要請	23	0	0	0	1	0	0	24
その他経済上の 利益の提供の要請	1	3	0	0	0	0	0	4
受領拒否	0	0	1	0	0	0	0	1
返品	16	0	2	0	0	0	0	18
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	15	11	0	0	0	0	0	26
取引の対価の一方 的決定	0	1	0	0	0	0	0	1
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	6	0	0	0	0	0	6
その他	0	3	0	0	1	0	0	4
合計	68	29	5	0	4	1	0	107

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(46件)と行為類型の内訳の合計数(107件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、お節料理、お歳暮ギフト等の季節商品について、商品のチラシと要請文書を納入業者に送付することにより購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) ホームセンター業及びペットショップ業を営むBは、納入業者に対し、Bの店舗において一定金額以上の商品を購入した顧客に無料で配布しているカレンダーの協賛金として、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (3) ギフト用品等販売店のフランチャイズチェーンを運営するCは、納入業者に対し、広告の協賛金として、実態のない算出根拠を示して協賛金の負担を要請していた上、広告の製作等に要する費用を超える額の協賛金を負担させていた。

従業員等の派遣の要請

- (4) ペットショップ業を営むDは、納入業者に対し、新規開店、改装開店、店舗閉店及び部門改装に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、請求のなかった納入業者に対して、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (5) ホームセンター業等を営むEは、納入業者に対し、店舗の改装開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の撤去作業及び陳列作業等を行わせているにもかかわらず、昼食を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (6) 自動車販売業等を営むFは、納入業者に対し、Fが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、他社商品を含むタイヤの組替え作業、バランス調整等を行わせているにもかかわらず、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

その他経済上の利益の提供要請

- (7) 自動車販売業等を営むGは、納入業者に対し、Gが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、タイヤを購入した顧客に配布する景品を無償で提供するよう要

請していた。

返品

- (8) ホームセンター業を営むHは、納入業者に対し、商品の購入に当たって納入業者との間で返品の条件を定めておらず、売れ行きが悪い商品、棚替えに伴い定番から外れた商品及び改装開店や店舗閉店に伴い撤去する商品等について、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。
- (9) ホームセンター業を営むIは、納入業者に対し、買取条件で取引している長期間売れ残った商品や棚から外れた商品について、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。また、季節商品について、商品の購入に当たって返品可能な商品の範囲、販売可能な期限、返品に伴う費用負担の割合等の返品の条件を定めることなく返品していた。

減額

- (10) ホームセンター業を営むJは、納入業者に対し、商品の入替えにより定番商品から外れ、納入業者に返品を打診したものの、納入業者から返品を断られた商品について、返品代わりに値引販売していたが、その際、利益の減少に対処するために当該商品の値引きの原資の負担を要請し、納入業者が要請に応じれば、支払代金から減額していた。
- (11) ホームセンター業を営むKは、納入業者に対し、返品を断った納入業者の商品を値引きして販売する際に、利益の減少に対処するため、実際の納入価格と値引販売での売価を前提とした場合に想定される納入価格との差額の負担を要請し、支払代金から減額していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 建築用資材等の卸売業を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の請求漏れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (2) 建設機械等の賃貸業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、あらかじめ書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合、その翌営業日に運送代金を支払っていた。

減額

- (3) 食品卸売業を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者との間で取り決めた引下げ後の運賃の新単価を引下げ前の単価で発注した運送業務に遡って適用することにより、支払代金の額を減額して支払っていた。
- (4) 道路舗装工事業を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「端数処理」と称して毎月の支払代金から1,000円未満、5,000円未満等の額を減額して支払っていた。また、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料の実費を超える額を減額し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに「手形手数料」と称して代金を減額していた。

買いたたき

- (5) 食品卸売業を営むPは、運送業務及び保管業務を委託する物流事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による自社の売上げ減少を理由として、物流事業者と十分に協議する機会を設けることなく、通常より低い代金の額を決定していた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (6) 建設機械器具等の賃貸業を営むQは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Qの営業拠点等での商品の積込時や届け先での納品時に待機時間が発生しているにもかかわらず、物流事業者に対し、待機料を請求しないよう求め、当該費用を請求しない物流事業者に対し、待機料を支払っていなかった。
- (7) 建設用仮設機材等の賃貸業を営むRは、運送業務を委託する物流事業者に対し、運送先での荷卸し時に発生する待機については待機料を支払っているものの、R又は顧客の都合によりRの営業拠点で発生した商品の積込み時の待機について、具体的な待機時間を把握しておらず、待機料も支払っていなかった。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むSは、取引先事業者に対し、直近まで購買担当であった者を通じ、自社が販売するお節料理の購入を要請していた。

受領拒否

- (2) 宿泊業を営むTは、取引先事業者に対し、商品の発注の取消し又は納期の延期に当たり、事前に取引先事業者の同意を得ていたものの、発注の取消し等によって取引先事業者に通ずべき損失を負担していなかった。

返品

- (3) 宿泊業を営むUは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による宿泊客の減少に伴い、販売する土産品に売れ残りが発生し、販売できる見込みがなかったことから、商品の返品によって取引先事業者に通生すべき損失を負担することなく返品していた。

4 卸売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 業務用食品卸売業を営むVは、取引先事業者に対し、発注担当部署から、年間の取引額の一定率相当額の範囲内でディナーショーチケット、食事券、お節料理等の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 飲食料品の卸売業を営むWは、納入業者に対し、販促企画に係る協賛金として、その算出根拠や用途等について十分な説明をすることなく、毎年2回、取引額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) 飲食料品の卸売業を営むXは、納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、納入業者に対して、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

5 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 冠婚葬祭業を営むYは、取引先事業者に対し、購買担当部署から、取引金額の一定率相当額のクリスマスケーキやギフト商品を購入するよう要請していた。